中運局公示第２６４号

公　　示

一般貸切旅客自動車運送事業の申請に関する審査基準について

一般貸切旅客自動車運送事業の申請について、下記の基準に従って道路運送法（昭和２６年法律第１８３号。以下「法」という。）の規定に係る審査を行うこととしたので公示する。

平成１４年１月３１日

中部運輸局長　津野田　元直

記

１　許可（法第４条第１項関係）

（１）営業区域

県を単位としていること。

ただし、都府県の境界に接する市町村（東京都特別区または政令指定都市に接する場合にあっては隣接する区をいう。以下同じ。）に営業所を設置する場合にあっては、山岳、河川、海峡等地形・地勢的要因による隔たりがなく、経済事情等に鑑み同一地域と認められる隣接都府県の隣接する市町村を含む区域を営業区域とすることができる。

なお、隣接都府県の隣接する市町村を含む区域を設定した後に、合併等により、当該市町村区域の拡大があった場合は、拡大後の市町村を含む区域を営業区域とし、隣接都府県の隣接する市町村を含む区域を設定した後に、行政区の分割等により、当該市町村区域の縮小があった場合には、従前の区域を営業区域とするものとする。

（２）営業所

配置する事業用自動車に係る運行管理及び利用者への営業上の対応を行う事務所（営業所、事務所及び出張所等いかなる名称によるかを問わず、当該施設において恒常的に運行管理等を行う施設をいう。）であって、次の各事項に適合するものであること。

①　営業区域内（（１）ただし書きにより含むこととなる隣接する市町村の範囲を除く。）にあること。

なお、複数の営業区域を有するものにあっては、それぞれの営業区域内にあること。

②　申請者が、土地、建物について３年以上の使用権原を有するもの（自己所有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね３年以上の賃貸借契約書の提示又は写しの提出をもって使用権原を有するものとする。ただし、賃貸借契約が３年未満であっ

ても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合に限っては、使用権原を有するものとみなす。）であること。

③　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）、消防法（昭和２３年法律第１８６号）、農地法（昭和２７年法律第２２９号）等関係法令に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。

④　事業計画を的確に遂行するに足る規模のものであること。

（３）事業用自動車

①　車種区分

車種区分については、大型車、中型車、小型車及びコミューター車の４区分とし、区分の基準は、次のとおりとする。

大型車　車両の長さ９メートル以上又は旅客席数５０人以上の車両

中型車　大型車、小型車、コミューター車以外の車両

小型車　車両の長さ６メートル以上８メートル以下で、かつ旅客席数３３人以下の車両

コミューター車　車両の長さ６メートル未満で、かつ旅客席数１４人以下の車両

②　事業用自動車

（イ）申請者が、使用権原を有するものであること。

購入の場合については、購入契約に係る契約書（許可を前提とする仮契約書又は購入を前提とする見積書を含む。）の提示又は写しの提出をもって使用権原を有するものとする。

また、リース車両については、リース契約期間が概ね１年以上であることとし、当該契約に係る契約書（許可を前提とする仮契約書又は見積書を含む。）の提示又は写しの提出をもって使用権原を有するものとする。

（ロ）事業用自動車として使用しようとする自動車が中古車（新車新規登録を受ける自動車以外の自動車をいう。）である場合、運輸開始までに道路運送車両法第４８条に基づく定期点検整備を実施する計画があること。

（４）車両数

最低車両数

営業所を要する営業区域毎に３両以上であること。

ただし、大型車を使用する場合は、営業所を要する営業区域毎に５両以上であること。

なお、車両数が３両以上５両未満での申請の場合は、許可に際して中型車、小型車及びコミューター車を使用しての輸送に限定する旨の条件を付すこととする。

（５）自動車車庫

①　原則として、営業所に併設するものであること。

ただし、併設できない場合は、営業所から直線で２キロメートルの範囲内にあって運行管理をはじめとする管理が十分可能であること。

②　車両と自動車車庫の境界及び車両相互間の間隔が５０センチメートル以上確保さ

れ、かつ、営業所に配置する事業用自動車の全てを収容できるものであること。
③　他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。
④　申請者が、土地、建物について３年以上の使用権原を有するもの（自己所有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね３年以上の賃貸借契約書の提示又は写しの提出をもって使用権原を有するものとする。ただし、賃貸借契約が３年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合に限っては、使用権原を有するものとみなす。）であること。
⑤　建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。
⑥　事業用自動車の点検、整備（自動車点検基準（昭和２６年運輸省令第７０号）第６条に規定されている調整をいう。）及び清掃のための施設が設けられていること。
⑦　事業用自動車の出入りに支障のない構造であり、前面道路が車両制限令（昭和３６年政令第２６５号）に抵触しないものであること。
　また、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令に抵触しないものであること。
　なお、事業用自動車の出入りに支障ないことが明らかな場合を除くほか、前面道路（公道）又は私道に接続する公道について、道路幅員証明書の提出を求め確認するものとする。

（６）休憩、仮眠又は睡眠のための施設
①　原則として、営業所又は自動車車庫に併設されているものであること。
　ただし、併設できない場合は、営業所及び自動車車庫のいずれからも直線で２キロメートルの範囲内にあること。
②　事業計画を的確に遂行するに足る規模を有し、適切な設備を有するものであること。
③　申請者が、土地、建物について３年以上の使用権原を有するもの（自己所有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね３年以上の賃貸借契約書の提示又は写しの提出をもって使用権原を有するものとする。ただし、賃貸借契約が３年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合に限っては、使用権原を有するものとみなす。）であること。
④　建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。

（７）自動運行旅客運送を行う場合の取扱い
　道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号。以下「施行規則」という。）第６条第１項第８号に規定する自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類（道路運送車両法施行規則（昭和２６年運輸省令第７４号）第３１条の２の２の規定に基づき国土交通大臣又はその委任を受けた地方運輸局長から交付された走行環境条件付与書の写し）が添付されていること。

（８）特定自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

① 施行規則第６条第１項第９号に規定する特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第７５条の１２第２項に規定する申請書の写しその他の同条第１項の許可の見込みに関する書類（申請書の写しその他の当該許可の申請状況を示した書類）が添付されていること。

② 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和３１年運輸省令第４４号。以下「運輸規則」という。）第１５条の２に規定する特定自動運行保安員の選任数及びその考え方並びに配置場所が明示された書面が提出され、かつ事業計画を遂行するにあたり輸送の安全の観点から適切なものであるか個別に判断することとする。

③ 特定自動運行保安員が乗務しない場合にあっては、運輸規則第１５条の２第２項第２号イに定める装置が当該特定自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車に備えられていることを証する書類を求め確認することとする。

（９）管理運営体制

① 法人にあっては、当該法人の役員のうち１名以上が専従するものであること。

② 安全管理規程を定め、安全統括管理者を選任する計画があること。

③ 営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務づけられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保する管理計画（運輸規則第４７条の９に規定される要件を満たす計画をいう。）があること。

④ 運行管理の担当役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。
また、複数の運行管理者を選任する営業所において、運行管理者の業務を統括する運行管理者が運行管理規程により明確化されていることを含め、運行管理責任が分散しないような指揮命令系統を有するものであること。

⑤ 自動車車庫を営業所に併設できない場合は、自動車車庫と営業所間の連絡網が規定されている等常時密接な連絡をとれる体制を整備するとともに、点呼（乗務員の点呼は対面により実施すること。なお、対面において行うことが困難であると認められる場合にあっては、電話等の方法により行うこと。）等が確実に実施される体制が確立されていること。

⑥ 事故防止等についての教育及び指導体制（旅客又は公衆に対する公平かつ懇切な取扱いに関するものを含む。）を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則（昭和２６年運輸省令第１０４号）に基づく報告等の責任体制その他緊急時の連絡体制及び協力体制について明確に整備されていること。

⑦ 上記③～⑥の事項等を明記した運行管理規程が定められていること。

⑧ 原則として、常勤の有資格の整備管理者の選任計画があること。
ただし、一定の要件を満たすグループ企業（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号及び第４号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。）に整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。

⑨ 利用者等からの苦情の処理に関する体制（運輸規則第３条に規定するところにより苦情を処理することが可能な体制をいう。）が整備されていること。

(10) 運転者等

① 事業計画を遂行するに足る員数の有資格の運転者を常時選任する計画があること。

② 施行規則第６条第１項第９号に規定する特定自動運行旅客運送を行う場合にあっては、事業計画を遂行するに足る員数の運輸規則第１５条の２に規定する特定自動運行保安員を常時選任する計画があること。

③ 運転者及び特定自動運行保安員は、運輸規則第３６条第１項各号に該当する者ではないこと。

(11) 安全投資計画

① 輸送の安全を確保しつつ事業を適確に遂行するために必要な投資が適切になされる計画となっていること。安全投資計画には次の（イ）～（リ）のそれぞれについて記載するものとし、（ニ）～（チ）については、所要の単価を下回る費用を計上するものとなっていないこと。

（イ）更新までの期間における事業の展望
（ロ）更新までの期間に実施する事業及び安全投資の概要
（ハ）運転者、特定自動運行保安員、運行管理者、整備管理者の確保予定人数
（ニ）車両確保計画及び費用
（ホ）車両の点検及び整備に関する計画及び費用
（ヘ）ドライブレコーダーの導入計画及び費用
（ト）デジタルタコグラフの導入計画及び費用
（チ）初任運転者及び高齢運転者に対する適性診断の受診計画及び費用
（リ）その他安全の確保に対する投資計画及び費用

② 安全投資計画は許可を受けようとする日を含む事業年度開始の日から、当該許可の有効期間満了の日までの事業年度ごとの計画とする。

③ 安全投資計画に係る細部取扱いについては、【別紙１】に定めるところによる。

(12) 事業収支見積書

① 安全投資計画に従って事業を遂行することについて十分な経理的基礎を有していること。事業収支見積書には次の（イ）～（ホ）のそれぞれについて記載するものとする。

（イ）営業収益
（ロ）営業費用（適正化機関に納入する負担金の額を含む）
（ハ）営業外収益
（ニ）営業外費用
（ホ）他事業からの繰入

② （１１）①（ハ）～（チ）に係る費用について所要の単価を下回る単価に基づく収支見積りとなっていないこと。

③ 事業収支見積書について計画期間中毎年連続で赤字となっていないこと。

④ 許可を申請する年の直近１事業年度において申請者の財務状況が債務超過ではないこと。

⑤　事業収支見積書に係る細部取扱いについては、【別紙１】に定めるところによる。

(13) 資金計画

①　所要資金の見積りが適切なものであり、かつ、資金計画が合理的かつ確実なものであること。

なお、所要資金は次の（ｱ）～（ｷ）の合計額とし、各費用ごとに以下に示すところにより計算されているものであること。

（ｱ）車両費　　取得価額（未払い金を含む。）又は、リースの場合は１年分の賃借料等

（ｲ）土地費　　取得価額（未払い金を含む。）又は１年分の賃借料等

（ｳ）建物費　　取得価額（未払い金を含む。）又は１年分の賃借料等

（ｴ）機械器具及び什器備品　　取得価額（未払い金を含む。）

（ｵ）運転資金　　人件費、燃料油脂費、修繕費等の２か月分

（ｶ）保険料等　　保険料及び租税公課（１年分）

（ｷ）その他　　創業費等開業に要する費用（全額）

②　所要資金の５０％以上、かつ、事業開始当初に要する資金の１００％以上の自己資金が、申請日以降常時確保されていること。

なお、事業開始当初に要する資金は、次の（ｱ）～（ｳ）の合計額とする。

（ｱ）①（ｱ）に係る頭金及び６か月分の分割支払金、又は、リースの場合は６か月分の賃借料等。

ただし、一括払いによって取得する場合は、①（ｱ）と同額とする。

（ｲ）①（ｲ）及び（ｳ）に係る頭金及び６か月分の分割支払金、又は、６か月分の賃借料及び敷金等。

ただし、一括払いによって取得する場合は、①（ｲ）及び（ｳ）と同額とする。

（ｳ）①（ｴ）～（ｷ）に係る合計額

（注）（ａ）施行規則第６条第１項第２号に規定する添付書類は、別添様式１を例とする。

（ｂ）自己資金には、当該申請事業に係る預貯金のほか、中部運輸局長の判断により預貯金以外の流動資産も含めることができることとする。

（ｃ）預貯金額は、申請日時点及び処分までの適宜の時点の残高証明書の提示又は写しの提出をもって確認するものとする。

（ｄ）預貯金以外の流動資産額については、申請日時点の見込み貸借対照表等をもって確認するものとする。

（ｅ）その他施行規則第６条第１項第８号から第１１号に規定する添付書類を基本とし審査することとする。

(14)　法令遵守

①　申請者又は申請者が法人である場合においてはその法人の代表権を有する常勤の役員１名は、一般貸切旅客自動車運送事業を適正に遂行するために必要な法令の知識（法令知識については中部運輸局等が行う試験によって判断する。）を有する者であ

ること。（公営事業者に関する役員の範囲は、組織規程、所掌事務規定、決裁権限規定、会計機関規定、内部会議規定、地方議会規定等の規定類や、実態としても、事業計画、職員の任免、事業資産の調達等一般貸切旅客自動車運送事業の運営に関する重要事項の決定に関して権限を有するか否かにより判断するものとする。）

なお、取締役会非設置会社など代表取締役を選定していない申請者である場合は、取締役を代表者とみなして試験を実施する。

また、申請時に試験を受験する役員が代表権を有していない又は非常勤である場合は、法令試験実施日までに代表権を有する常勤役員であることを証するに足る書面（登記事項証明書、常勤・非常勤の別を記載する欄を設けた役員名簿）の確認をもって試験を実施する。

② 健康保険法、厚生年金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法（以下「社会保険等」という。）に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する計画があること。健康保険・厚生年金保険については新規適用届（事業主控）及び労働保険については保険関係成立届（事業主控）等の確認書類、宣誓書など社会保険義務者が社会保険等に加入する計画があることを証する書面の添付を求め確認することとする。

ただし、更新時においては上記によらず、申請日の直近１年分の「社会保険料納入証明（申請）書」、「社会保険料納入確認（申請）書」又は「（健康保険・厚生年金保険）納入告知書（事業主控）」及び「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控）」の添付を求め、確認することとする。

なお、社会保険等の加入が確認できない場合には、是正を指導し、２か月以内に上記確認書面の提出を求め、是正したことを確認することとする。

③ 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。以下「申請者等」という。）が、以下の㈠から㈥までのすべてに該当する等法令遵守の点で問題のないこと。

㈠ 法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和４５年法律第７５号）及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成２１年法律第６４号）等の違反により申請日前３ヶ月間及び申請日以降に５０日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として存在した者を含む。）ではないこと。（「処分を受けた者ではないこと」の判断については、処分権者が違反行為を行った事業者に対して、法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等に基づき行政処分を行った日（行政処分の命令書に記載された当該命令を発出した日）をもって判断するものとする。以下同じ。）

㈡ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関

する特別措置法等の違反により申請日前６ヶ月間及び申請日以降に５０日車を超え１９０日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

(ｳ) 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前１年間及び申請日以降に１９０日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

(ｴ) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成１３年法律第５７号）の違反により申請日前２年間及び申請日以降に営業の停止命令、認定の取消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者（処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

(ｵ) 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前にその命令された事項が改善されていること。

(ｶ) 申請日前１年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故（自動車事故報告規則（昭和２６年運輸省令第１０４号）に定める事故をいう。以下同じ。）を発生させてないこと。

(ｷ) 申請日前１年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）の違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）がないこと。

(ｸ) 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和３９年運輸省令第２１号）、貨物自動車運送事業報告規則（平成２年運輸省令第３３号）及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出義務がある場合にあっては、それを適切に行っていること。

(ｹ) 申請者等が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者であって、申請日前５年間に法第２３条の３の規定による運行管理者資格者証の返納を命じられた者ではないこと。

(15) 損害賠償能力

「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成１７年国土交通省告示第５０３号（平成２５年国土交通省告示第１０７１号改正））」で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があること。

ただし、公営の事業者は、この限りではない。

（注）契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書など、計画車両の全てが任意保険又は共済に加入する計画があることを証する書類の添付を求め、確認することとする。

(16) 許可等に付する条件等

① 離島での輸送、会葬者の輸送、車椅子での乗降装置及び車椅子固定設備等特殊な装備を施した車両を用いた輸送、法第２１条第１項第２号に基づく許可を受けて乗合運送を行うことを内容とする輸送等の特殊な申請については、その内容に応じ、それぞれの特性を踏まえて弾力的に判断することとし、許可に際しては、必要に応じ業務の範囲を当該輸送に限定する旨の条件等を付すこととする。

② 運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する旨の条件を付すこととする。

③ 許可に際しては、営業所に常時設置され、インターネットに接続されたパソコンを全ての営業所に設置するとともに、当該パソコンに制度改正等に関する情報等を配信するためのメールアドレス（メールアドレスを変更した場合は変更後のメールアドレス）を運輸局等に対して通知する旨の条件を付すこととする。

④ 許可に際しては、次回の許可更新期限を明記することとする。

２ 事業許可の更新（法第８条第１項関係）

（１） １（１）～（１６）（（１２）④、（１３）及び（１４）③を除く。）の定めるところに準じて審査すること。ただし、貸切バス事業者安全性評価認定制度において一ツ星以上を取得している事業者にあっては、１（１４）①については確認しないものとする。

（２） １（１１）及び（１２）に加え、次の（イ）及び（ロ）を提出させることとする。ただし、直近事業年度分の書類については、事業許可の有効期限が当該事業年度の末日以前となっている場合においては、次の事業年度の開始後速やかに提出するものとする。なお、（ロ）については、専門的な知見を有する者から見て、適切なものであること。

（イ） 安全投資実績（細部取扱については、【別紙１】に定めるところによる。）

（ロ） 事業収支実績報告書（細部取扱については、【別紙１】に定めるところによる。）

（３） （１）に定めるところによるほか、以下のいずれかに該当しないこと。ただし（イ）については、親会社等からの融資が確実に得られること等事業継続のための支援を受けることが客観的に説明される場合にはこの限りでない。

（イ） 許可を申請する年の直近１事業年度において事業者の財務状況が債務超過であり、かつ直近３事業年度の収支が連続で赤字である場合

（ロ）　最低賃金法に基づく地域別最低賃金以上の賃金が支払われていない場合

（ハ）　前回許可期限満了日の翌日（初回更新時は許可日）から更新申請時までの間に毎年連続して、法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反による輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けている場合

（ニ）　前回許可期限満了日の翌日（初回更新時は許可日）から更新申請時までの間に、法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反による輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた場合であって、更新許可申請時までに「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について（平成２１年１０月１６日国官運安第１５６号･国自安第８８号･国自貨第９５号）」に基づき認定された事業者による運輸安全マネジメント評価を受けていない場合

（４）　申請手続

①　申請先については、主たる事務所が存する土地を管轄する運輸支局に提出するものとする。

②　申請時期については、許可を受けた日に応じ、次に定める期間とする。ただし、平成２９年４月１日から４月３０日までに許可の有効期間満了日を迎える事業者については許可の有効期間満了日まで、平成２９年５月１日から６月３０日までに許可の有効期間満了日を迎える事業者については平成２９年４月１日から４月３０日まで、平成２９年７月１日から９月３０日までに許可の有効期間満了日を迎える事業者については平成２９年５月１日から５月３１日までに申請書を提出するものとし、安全投資計画、事業収支見積書、安全投資実績及び事業収支実績報告書は平成２９年６月３０日までに提出するものとする。

有効期間の満了の日	申請時期
４月１日～６月３０日	同年２月１日～２月末日
７月１日～９月３０日	同年５月１日～５月末日
１０月１日～１２月３１日	同年８月１日～８月末日
１月１日～３月３１日	前年１１月１日～１１月末日

（５）　更新時期の通知

更新の対象となる事業者に対してあらかじめ通知するものとする。

３　事業計画の変更の認可（法第１５条第１項関係）

（１）１（１）～（１３）、（１５）及び（１６）①の定めるところに準ずるものとする。この場合において、１（１１）②及び１（１２）④中「許可」とあるのは、「認可」と読み替え、１（１３）②中「６か月分」とあるのは「２か月分」と読み替えるもの

とする。
　また、１（１２）④については、認可を申請する年の直近１事業年度において申請者の財務状況が債務超過であっても、親会社等からの融資が確実に得られること等、事業継続のための支援を受けることが客観的に説明される場合においてはこれを認めるものとする。

（２）事業規模の拡大（営業区域の拡大、営業所の新設並びに自動車車庫の新設、位置変更（収容能力の拡大を伴うものに限る。）及び収容能力の拡大並びに自動車車庫の収容能力の増加を要する事業用自動車の数の変更に係るものをいう。）となる申請については、申請者等が以下①～⑧のすべてに該当し、法令遵守の点で問題がないこと。
①　法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前３ヶ月間及び申請日以降に５０日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。（「処分を受けた者ではないこと」の判断については、処分権者が違反行為を行った事業者に対して、法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等に基づき行政処分を行った日（行政処分の命令書に記載された当該命令を発出した日）をもって判断するものとする。以下同じ。）
②　法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前６ヶ月間及び申請日以降に５０日車を超え１９０日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
③　法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前１年間及び申請日以降に１９０日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
④　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の違反により申請日前２年間及び申請日以降に営業の停止命令、認定の取消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者（処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
⑤　法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前に当該命令された事項が改善されていること。

⑥　申請日前１年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させてないこと。

⑦　申請日前１年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法の違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）がないこと。

⑧　旅客自動車運送事業等報告規則、貨物自動車運送事業報告規則及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。

４　乗合運送の許可（法第２１条第１項第２号関係）

『一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の取扱いについて（平成１８年９月２８日付中運局公示第５９号）』で定めるところによる。

５　事業の譲渡及び譲受の認可（法第３６条第１項関係）

（１）事業を譲り受けしようとする者について、１（１）～（１６）の定めるところに準ずるものとする。この場合において、１（１１）②及び１（１２）④中「許可」とあるのは、「認可」と読み替えるものとする。なお、譲受人が既存事業者の場合には、１（１３）②中「６か月分」とあるのは「２か月分」と読み替えるものとし、当該譲受人に対して実施する法令試験を省略する。

また、１（１２）④については、認可を申請する年の直近１事業年度において申請者の財務状況が債務超過であっても、親会社等からの融資が確実に得られること等、事業継続のための支援を受けることが客観的に説明される場合においてはこれを認めるものとする。

なお、資金計画にあっては、譲渡譲受契約により取得する事業用資産を所要資金項目の対象外とし、流動資産額については、譲渡譲受時点の見込み貸借対照表をもって確認するものとする。

（２）事業の全部を譲渡譲受の対象とするものに限り適用することとし、事業の一部譲渡については、事業計画の変更として取扱うものとする。

（３）事業許可の更新期限については、以下のとおりとする。

①　譲渡人及び譲受人のいずれも一般貸切旅客自動車運送事業者である場合には、譲受人の更新期限とする。

②　譲渡人のみが一般貸切旅客自動車運送事業者である場合には、譲渡人の更新期限とする。

６　合併、分割又は相続の認可（法第３６条第２項又は法第３７条第１項関係）

（１）合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人（以下「承継人等」という。）について、１（１）～（１６）の定めるところに準ずるものとする。この場合において、１（１１）②及び１（１２）④中「許可」とあるのは、「認可」と読み替えるものとする。なお、合併又は分割後において存続する事業者若しくは相続人が既存事業者の場合には、１（１３）②中「６か月分」とあるのは「２か月分」と読み替えるものとし、当該既存事業者たる法人の役員若しくは相続人に対して実施する法令試験を省略する。

　また、１（１２）④については、認可を申請する年の直近１事業年度において申請者の財務状況が債務超過であっても、親会社等からの融資が確実に得られること等、事業継続のための支援を受けることが客観的に説明される場合においてはこれを認めるものとする。

（２）分割の認可については、分割後において存続する事業者が、１（４）の基準を満たすものであること。

（３）分割の認可については、商法等の一部を改正する法律（平成１２年法律第９０号）附則第５条及び会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成１２年法律第１０３号）に基づき、会社の分割に伴う労働契約の承継等が行われているものであることが必要であり、法律に基づく客観的な資料の添付を求めるものとする。

（４）事業許可の更新期限については、合併する者がいずれも一般貸切旅客自動車運送事業者である場合には、有効期間が短い者の更新期限とする。ただし、吸収合併する場合は、吸収合併する者の更新期限とする。

　また、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていない者が一般貸切旅客自動車運送事業者を吸収合併する場合は、後者の更新期限とする。

（５）分割又は相続に係る事業許可の更新期限については、被承継人等の更新期限とする。

７　事業の管理の受委託の許可（法第３５条第１項関係）

『「一般貸切旅客自動車運送事業の管理の受委託について」(平成１６年７月２９日付中運局公示第４７号)及び「特定自動運行旅客運送の管理の受委託について」（令和７年３月３１日付国自安第２０７号、国自旅第３５２号、国自整第２７１号）』に定めるところによる。

８　運送約款の認可（法第１１条第１項関係）

（１）公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。

（２）施行規則第１２条各号に掲げる事項が明確に定められているものであること。

９　許可又は認可に付した条件の変更等

上記１～６の許可又は認可に付した条件又は期限について、変更若しくは解除又は期限の延長を行う場合には、上記１～６の定めるところにより審査するものとする。

10　挙証

申請内容について、図面その他の資料により客観的な挙証があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。

11　受付期間

申請は､随時受付けるものとする。
ただし、事業許可の更新については、２（４）②に定めるところによる。

附　則

１　この審査基準は、平成１４年２月１日以降当局管内の陸運支局において受理した申請について適用する。

２　この審査基準中、引用している各通達は、申請窓口に備え置くものとする。

３　この公示に定める審査基準以外の基準は別途公示するものとする。
なお、これらの公示に関係する通達は、申請受付窓口に備え置くものとする。

４　３に定める別途公示のうちで既に示されているものとして、以下のものがある。
①標準処理期間（平成１４年１月３１日付中運局公示第２６７号）」
②「一般旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準、旅客自動車運送事業の監査方針及び一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表基準（平成１４年２月６日付中運局公示第２７０号）」
③「一般旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーを除く。）の申請等に係る法令試験の実施要領（平成１４年２月１８日付中運局公示第２９８号）」

５　１（１０）②、２（２）①及び２（２）②におけるタクシー業務適正化特別措置法に基づく処分には、平成１４年１月３１日以前のタクシー業務適正化臨時措置法に基づく処分を含むものとする。

６　平成１１年１２月２７日付け中運局公示第２０１号「一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請に関する審査基準について」、平成１１年１２月２７日付け中運局公示第２０３号「一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画変更認可申請に関する審査基準について」並びに平成６年１０月１日付け中運自旅一第７１７号及び中運自旅二第１５０号「道路運送法上の申請に関する審査基準について」は、平成１４年１月３１日までに当局管内の陸運支局において受理した申請の処分の終了をもって廃止する。

附　則　（平成１４年６月４日　中運局公示第６７号）
　この審査基準は、平成１４年６月４日から適用する。

附　則　（平成１４年７月１日　中運局公示第１１０号）
　この審査基準は、平成１４年７月１日から適用する。

附　則　（平成１４年８月３０日　中運局公示第１７８号）
　この審査基準は、平成１４年９月２日以降当局管内の運輸支局において受理した申請について適用する。

附　則（平成１６年７月２９日　中運局公示第４３号）
　この審査基準は、平成１６年８月１日以降に処分を行うものから適用する。

附　則（平成１７年４月２８日　中運局公示第２０号）
　この審査基準は、平成１７年４月２８日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附　則（平成１７年１２月２２日　中運局公示第１２８号）
　この審査基準の適用は、以下の通りとする。
１．１（５）①の規定は、平成１７年１２月２２日以降に申請のあったものから適用する。

附　則（平成１８年１月３１日　中運局公示第１４４号）
　この審査基準は、平成１８年２月１日以降に申請のあったものから適用する。

附　則（平成１８年９月２８日　中運局公示第５８号）
　この審査基準は、平成１８年１０月１日以降に申請のあったものから適用する。

附　則（平成１９年９月３日　中運局公示第１４７号）
１．この審査基準は、平成１９年９月１０日から適用する。
２．「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成１５年３月１８日、国自整第２１６号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般貸切旅客運送事業者については施行日から２年間、施行前に一般貸切旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から２年間、外部委託を継続することを可能とする。

附　則　（平成２０年６月３０日　　中運局公示第４７号）
　この審査基準は、平成２０年７月１日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附　則　（平成２１年９月３０日　　中運局公示第８４号）

この審査基準は、平成２１年１０月１日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附　則　（平成２５年１０月３１日　　中運局公示第７９号）
この審査基準は、平成２５年１１月１日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附　則　（平成２６年１月２７日　　中運局公示第１４１号）
この審査基準は、平成２６年１月２７日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附　則　（平成２６年１０月１６日　　中運局公示第２９号）
この審査基準は、平成２６年１０月１７日以降に申請を受け付けたものから適用する。
附　則　（平成２８年１１月１０日　　中運局公示第７３号）
この審査基準は、平成２８年１２月１日以降に申請を受け付けたものから適用する。
ただし、１．（１２）③については、平成２８年１２月１日以降に新規許可処分を行うものから適用する。

附　則　（平成２８年１２月２０日　　中運局公示第８７号）
この審査基準は、平成２８年１２月２０日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附　則（平成２９年３月２２日　中運局公示第１２５号）
１．この審査基準は、平成２９年４月１日以降に申請を受け付けたものから適用する。
２．２（３）（ハ）及び（ニ）については、平成２９年３月３１日までに許可を受けていた者及び平成２９年３月３１日までに受理された申請であって、平成２９年４月１日以降に許可を受けた者に限り、事業許可の初回更新時には適用しないものとする。
３．３　事業計画の変更の認可について、平成２９年３月３１日までに事業許可を受けた者にあっては、当該事業者が初回更新を迎えるまでは、１（９）及び（１０）は適用しないものとする。

附　則（平成２９年６月１２日　中運局公示第２２号）
１．この審査基準は、平成２９年４月１日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附　則（令和元年７月８日　中運局公示第１９号）
１．この審査基準は、令和元年７月９日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附　則（令和元年９月２７日　中運局公示第５４号）
この審査基準は、令和元年１０月１日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附　則（令和３年１２月２４日　中運局公示第６０号）

この審査基準は、令和４年１月１日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附　則（令和６年３月１日　中運局公示第１３７号）

１．この審査基準は、令和６年３月１日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

２．ただし、２．事業許可の更新については、令和６年４月１日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

３．また、新たな運賃・料金を実施するまでの間は、従前の車種区分による申請についても認めるものとする。

附　則（令和７年５月９日　中運局公示第１６号）

この審査基準は、令和７年５月９日以降に申請を受け付けたものから適用する。

【別紙１】

安全投資計画、事業収支見積書、安全投資実績及び事業収支実績報告書の細部取扱い

（１）　安全投資計画

①について

○　（イ）及び（ロ）については、対応する計画、事業収支見積書の関連箇所を記載するものとする。

○　（ハ）については、事業年度毎の運転者、運行管理者及び整備管理者の人数（非正規を含む）を記載するものとする。

○　（ホ）については、貸切バス予防整備ガイドラインの「整備サイクル表」を添付するものとする。

○　貸切バス予防整備ガイドラインの「整備サイクル表」については、次に定める項目に関する交換基準が定められているものとし、それ以外の全ての項目については、点検基準が定められているものとする。なお、当該作成にあたり、装備のない項目については備考欄に「該当なし」と記載するものとする。

装　置　名	項　　目
制動装置	エアードライヤー
	ブレーキチャンバー （エアーチャンバー）
緩衝装置	エアスプリングダイヤフラム
動力伝達装置	トランスミッションオイル
	デファレンシャルオイル
	クラッチブースター
原動機	エンジンオイル
	燃料フィルター
	セルモータ
	尿素水フィルター

（２）　事業収支見積書

①について

○　（イ）の営業収益の内訳は次のとおりとする。

運送収入‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥運賃、料金及び利用料

・旅客運賃‥‥‥‥‥旅客に係る運賃

・その他‥‥‥‥‥‥‥旅客運賃以外の運送収入（例：道路利用料）

運送雑収‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥運送収入以外の営業収益（例：物品管理料、広告料、諸手数料、諸貸付料、雑収入）

このうち、営業収益については、車両一台ごとの収入を記載した書類を添付するものとする。この場合において、運転者数及び車両数に対応した収入となって

いなければならない。

○　（ロ）のうち運転者等に係る費用の内訳は次のとおりとする。また、給与については、運転者の労働時間を併せて記載する。

給与・手当‥‥‥賃金として毎月従業員に支払われるもの
賞与‥‥‥‥‥‥‥給与とは別に特別に支払われるもの
法定福利費‥‥‥健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険等社会保険の保険料の事業主負担分
厚生福利費‥‥‥医療・医薬品代、健康診断、食事補助金、運動・娯楽用品代、慰安旅行費用、従業員に対する慶弔見舞金、厚生施設・備品の維持運営にかかる費用
その他‥‥‥‥‥‥役員報酬、退職金等のその他の人件費の合計額

○　（ロ）のうち車両の点検及び整備に係る費用については次のとおりとする。

・　営業費用のうち、事業用自動車の修繕費については、各事業年度の保有車両における平均車齢に応じて、各事業年度ごとに以下に掲げる額に保有車両数を乗じて算出し計画期間分を合算した額以上の費用が、修繕費に計上されているものとする。

（１）年間平均走行距離が３万ｋｍ以上の事業者
①平均車齢が１年から５年：２８万円
②平均車齢が６年から１０年：６１万円
③平均車齢が１１年から１５年：６１万円
④平均車齢が１６年以上：８０万円

（２）年間平均走行距離が３万ｋｍ未満の事業者
①平均車齢が１年から５年：１０万円
②平均車齢が６年から１０年：２２万円
③平均車齢が１１年から１５年：２９万円
④平均車齢が１６年以上：４５万円

・　自社整備を行う車両の場合において上記に定める額が修繕費に計上されていない場合は、上記によらず、貸切バス予防整備ガイドラインの別紙２に定める内容を含めた見積額が修繕費に計上されているものとする。

・　リース料に車両の点検及び整備に関する計画に係る費用が含まれている（いわゆるメンテナンスリース）場合においては、上記によらず、貸切バス予防整備ガイドラインの別紙２に定める内容を含めた見積額がリース料に計上されているものとする。

○　（ロ）のうち、その他運送費（事業用自動車等）には、（１１）①（ニ）のうち、減価償却費、リース料、修繕費、（１１）①（ヘ）～（リ）の経費を含むものとする。

○　また、適正化機関に納入する負担金の額については、更新する年に納入する負担金の額を目安として計画年度中の各年度に計上することとする。なお、地方バス協会が適正化機関から巡回指導業務を受託し、当該協会員からは負担金を徴収しない場合は、その協会員となっている事業者においては「０円」と記載するも

のとする。

○　許可を申請する年の直近１事業年度の貸借対照表及び損益計算書を添付するものとする。（新たに法人等を設立する場合を除く。）なお、ここでいう「直近１事業年度」とは、許可を申請する事業者における事業年度終了後１００日を経過している場合は前事業年度、経過していない場合は前々事業年度とする。

（３）　安全投資実績

○　前回許可日が属する事業年度から申請日時点における直近事業年度までの間の実績を記載することとする。

○　貸切バス予防整備ガイドラインの「整備実施記録簿」を添付するものとする。

（４）　事業収支実績報告書

○　「専門的な知見を有する者から見て、適切なものであること。」については、原則として、公認会計士、監査法人又は税理士が記名した書面（別添様式２－１又は２－２）の提出を求め、これをもって「適切なものである」と判断することとする。

○　前回許可日が属する事業年度から申請日時点における直近事業年度までの間の実績を記載するものとする。

○　なお、申請日時点における直近１事業年度の貸借対照表及び前回許可日が属する事業年度から申請日時点における直近事業年度までの各事業年度の損益計算書を添付するものとする。

○　申請日時点において、直近事業年度の会計処理が終了しておらず、申請日時点における直近１事業年度の貸借対照表及び損益計算書を提出できない場合においては、その前年度のものを提出するものとする。

○　事業収支実績報告書については、申請日の直近１年間において、事業者の中で最も１か月の給与が低い運転者の当該支払月の賃金支払内容を記載した書面（別添様式３）及び当該運転者の直近１年間の「賃金台帳」等の確認書類の添付を求め、確認することとする。ただし、当該運転者を雇用している期間が１年間に満たない場合は、雇用している期間の書類の添付を求めることとする。

なお、法令に抵触するおそれがあると判断された場合には、是正を指導し、２か月以内に「賃金台帳」等の確認書類の提出を求め、是正したことを確認することとする。

別添様式１

１．所要資金及び事業開始に要する資金の内訳　　（単位：円）

項　目	所要資金額	事業開始当初に要する資金	備　考
(イ)車両費	(取得価格(含未払金))	(分割の場合頭金及び2月分の賃借料。ただし、一括払いの場合左欄と同額)	
	(１年分のリース料)	(６月分のリース料)	
(ロ)土地費	(取得価格(含未払金))	(分割の場合頭金及び2月分の賃借料。ただし、一括払いの場合左欄と同額)	
	(１年分の賃借料)	(６月分の賃借料)	
(ハ)建物費	(取得価格(含未払金))	(分割の場合頭金及び2月分の賃借料。ただし、一括払いの場合左欄と同額)	
	(１年分の賃借料)	(６月分の賃借料)	
(ニ)機械器具及び什器備品	(取得価格(含未払金))	(左欄と同額)	
(ホ)運転資金			
・運送費			
人件費	(２月分)		
燃料油脂費	(２月分)		
修繕費	(２月分)		
その他経費	(２月分)		
・管理経費			
人件費	(２月分)		
その他経費	(２月分)		
計		(左欄と同額)	
(ヘ)保険料等			
自賠責保険料	(１年分)		
任意保険料	(１年分)		
自動車重量税	(１年分)		
自動車税	(１年分)		
環境性能割	(全額)		
登録免許税	(全額)		
計		(左欄と同額)	
(ト)その他創業費等	(全額)	(左欄と同額)	
合　計			
50%相当額			
自己資金額			

注１）　譲渡譲受事案の場合、譲渡譲受契約で取得する事業用資産等については、備考欄にその旨を記入する。

注２）　その他、備考欄には、内訳等を適宜記載する。

２．資金の調達方法　　（単位：円）

項　　目	申請事業充当額
預　貯　金　額	
その他流動資産額 (内現金額)	(　　)
そ　の　他	
調達資金合計(自己資金額)	

注)「その他」の欄には、事業の継続性が認められる事案の場合の収入見込額を記入。

（※）文中の　　は、申請者の実情等に応じて適宜改変すべきもの。

手　続　実　施　結　果　報　告　書

申請者宛ての報告であることに注意

令和　　年　　月　　日

A観光バス株式会社

取 締 役 会 御 中 （ 注 1 ）

確認作業を行った税理士の氏名を記載

確認者の名称

私は、A観光バス株式会社（以下「会社」という。）からの依頼に基づき、会社の作成した令和〇〇年の一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請書（以下「申請書」という。）における、許可申請のために必要な令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの事業年度に関連する事項について、以下の手続を実施した。なお、当該手続は、「道路運送法第６条」及び「同法施行規則第６条」の規定に基づき、申請書に記載された次の記載内容のみを対象として確認することを目的とするものであり、全体としての申請書を対象とするものではない。

(1) 安全投資実績及び事業収支実績報告書
(2) 安全投資実績に添付された別紙４及び別紙５
(3) 事業収支実績報告書に添付された貸借対照表及び損益計算書

なお、上記の記載内容は、「道路運送法第６条」及び「同法施行規則第６条」の規定により一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請を行うために、申請書様式上の記載に基づいて会社によって作成され、申請書に記載されたものである。

実施した手続の範囲及び内容（注2）

（注1）　または、「代表取締役　　ｘｘｘｘｘ　殿」とする。
（注2 ）各手続において示されている書類は例示に過ぎず、必ずしもこれらの名称の書類を使用することを求めるものではない。許可申請を行う事業者の作成・保存している記録の実情の応じた書類を使用することができる。

私は、申請書に記載されている一般貸切旅客自動車運送事業に係る安全投資実績（別紙４及び別紙５を含む）、事業収支実績報告書並びに貸借対照表及び損益計算書の記載内容について以下の手続を実施した。

（安全投資実績）

1. 別紙４の事業用自動車一覧表に記載された修繕費について、各年度の金額を整備事業者等から受領した請求書又は領収書等と突合した。
2. 別紙５のその他の安全確保のための投資に必要な事項に記載されたドライブレコーダーの導入費及びデジタルタコグラフの導入費について、各年度の金額を整備事業者等から受領した請求書又は領収書等と突合した。

（事業収支実績報告書）

3. 事業収支実績報告書の給与について、各年度の金額を賃金台帳等と突合した。
4. 事業収支実績報告書の法定福利費について、各年度の金額を領収済通知書等と突合した。
5. 事業収支実績報告書の厚生福利費のうち健康診断に係る費用について、各年度の金額を健康診断の受診費用の請求書又は領収書等と突合した。
6. 別紙４、別紙５及び事業収支実績報告書について、原則として、総勘定元帳等の会社が作成する帳簿と突合すれば足りる。会社が作成する帳簿により確認できないものについては、上記 1. ～5. のとおり、各種領収書等と突合することとする。

（貸借対照表及び損益計算書）

7. 貸借対照表及び損益計算書について、最終年度の確定決算に係る税務申告書に添付された貸借対照表及び損益計算書と突合した。

（突合した書類）

上記 1. ～6. について、突合した書類は以下のとおり。

1.	（例）固定資産台帳、整備会社が発行する領収書
2.	（例）固定資産台帳、整備会社が発行する領収書
3.	（例）総勘定元帳、賃金台帳
4.	（例）総勘定元帳、賃金台帳
5.	（例）医療機関が発行する領収書

手続の実施結果（注[3]）

（貸借対照表及び損益計算書）

1.　上記手続７．について、貸借対照表及び損益計算書と確定決算に係る税務申告に添付された貸借対照表及び損益計算書と一致していることが確認された。

（安全投資実績）

2.　上記手続１．について、別紙４の事業用自動車一覧表に記載された修繕費の金額は、請求書又は領収書等に記載された支払額と合致した。

3.　上記手続２．について、別紙５のその他の安全確保のための投資に必要な事項に記載されたドライブレコーダーの導入費及びデジタルタコグラフの導入費の金額は、整備事業者等から受領した請求書又は領収書等の金額と合致した。

（事業収支実績報告書）

4.　上記手続３．について、事業収支実績報告書の給与の金額は、賃金台帳等の金額と一致した。

5.　上記手続４．について、事業収支実績報告書の法定福利費の金額は、領収済通知書等の金額と合致した。

6.　上記手続５．について、事業収支実績報告書の厚生福利費のうち健康診断に係る費用の金額は、健康診断の受診費用の請求書又は領収書等の金額と合致した。

業務の特質

上記の手続は、「道路運送法第６条」及び「同法施行規則第６条」に基づき実施したものであり、全体としての申請書並びに各記載事項に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠するものではない。

したがって、私は、これらの申請書及び各記載事項について、いかなる結論の報告も、また保証を提供することもしない。また、実施した手続が十分であるかどうかについての結論の報告もしていない。

配布及び利用制限

（注[3] ）会社が記載する台帳と突合した場合においては、そこに記載された額と合致したことを確認する。

本報告書は、会社の令和〇〇年の一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請書に関連して作成されたものであり、許可申請以外の目的で使用されてはならず、配布及び利用されるべきものではない。

別添様式２－２（公認会計士用）

（※）文中の　　は、申請者の実情等に応じて適宜改変すべきもの。

手 続 実 施 結 果 報 告 書 （ 注 1 ）

申請者宛ての報告であることに注意

令和　　年　　月　　日

A観光バス株式会社

取 締 役 会 御 中 （ 注 2 ）

確認作業を行った公認会計士の氏名を記載

確認者の名称

手続実施結果報告書の目的並びに配布及び利用制限

本報告書は、A観光バス株式会社（以下「会社」という。）の作成した令和〇〇年の一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請書（以下「申請書」という。）における、許可申請のために必要な　　〇〇年〇〇月〇〇日から　　〇〇年〇〇月〇〇日までの事業年度に関連する事項に関して、「道路運送法第６条」及び「同法施行規則第６条」の規定に基づき、申請書に記載された次の記載内容のみを対象として実施された手続及び手続実施結果を報告する目的で作成されている。したがって、本報告書は他の目的に適さない可能性がある。本報告書は会社と規制当局のみを利用者として想定しており、会社と規制当局以外に配布及び利用されるべきものではない。

(1) 安全投資実績及び事業収支実績報告書
(2) 安全投資実績に添付された別紙４及び別紙５
(3) 事業収支実績報告書に添付された貸借対照表及び損益計算書

（注1）公認会計士又は監査法人（公認会計士等）は、日本公認会計士協会専門業務実務指針 4400「合意された手続業務に関する実務指針」に準拠して本業務を実施することができる。この場合、「業務依頼者以外の実施結果の利用者」に関しては、同実務指針 A10 項及び A11 項を参照する。また、表題を「合意された手続実施結果報告書」とする他、本文例の実施者の肩書、見出し、業務依頼者及び業務実施者の責任、職業倫理及び品質管理等について、同実務指針の文例を参照して、適宜改変することができる。

（注2）　または、「代表取締役　　ｘｘｘｘｘ　殿」とする。

なお、上記の記載内容は、「道路運送法第６条」及び「同法施行規則第６条」の規定により一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請を行うために、申請書様式上の記載に基づいて会社によって作成され、申請書に記載されたものである。

当該手続業務は、監査又はレビュー等の保証業務ではない。したがって、私は意見又は保証の結論を表明するものではない（注[3]）

実施した手続の範囲及び内容（注[4]）

私は、申請書に記載されている一般貸切旅客自動車運送事業に係る安全投資実績（別紙４及び別紙５を含む）、事業収支実績報告書並びに貸借対照表及び損益計算書の記載内容について以下の手続を実施した。

（安全投資実績）

1. 別紙４の事業用自動車一覧表に記載された修繕費について、各年度の金額を整備事業者等から受領した請求書又は領収書等と突合した。
2. 別紙５のその他の安全確保のための投資に必要な事項に記載されたドライブレコーダーの導入費及びデジタルタコグラフの導入費について、各年度の金額を整備事業者等から受領した請求書又は領収書等と突合した。

（事業収支実績報告書）

3. 事業収支実績報告書の給与について、各年度の金額を賃金台帳等と突合した。
4. 事業収支実績報告書の法定福利費について、各年度の金額を領収済通知書等と突合した。
5. 事業収支実績報告書の厚生福利費のうち健康診断に係る費用について、各年度の金額を健康診断の受診費用の請求書又は領収書等と突合した。

（貸借対照表及び損益計算書）

（注[3]）公認会計士等が業務を行う場合には、〔日本公認会計士協会専門業務実務指針 4400〕を参考として、例えば、次のような表現を追加することができる。

「なお、手続を追加して実施した場合、又は手続の範囲を拡大した場合には、報告すべき事項が新たに発見される可能性がある。」

（注[4]）各手続において示されている書類は例示に過ぎず、必ずしもこれらの名称の書類を使用することを求めるものではない。許可申請を行う事業者の作成・保存している記録の実情の応じた書類を使用することができる。

なお、原則として、総勘定元帳等の会社が作成する帳簿と突合すれば足りる。会社が作成する帳簿により確認できないものについては、上記１．～5．のとおり、各種領収書等と突合することとする。

6. 貸借対照表及び損益計算書について、最終年度の確定決算に係る税務申告書に添付された貸借対照表及び損益計算書と突合した。

（突合した書類）

上記１．～5．について、突合した書類は以下のとおり。

1.	（例）固定資産台帳、整備会社が発行する領収書
2.	（例）固定資産台帳、整備会社が発行する領収書
3.	（例）総勘定元帳、賃金台帳
4.	（例）総勘定元帳、賃金台帳
5.	（例）医療機関が発行する領収書

手続の実施結果（注[5]）

（貸借対照表及び損益計算書）

1. 上記手続６．について、貸借対照表及び損益計算書と確定決算に係る税務申告に添付された貸借対照表及び損益計算書と一致していることが確認された。

（安全投資実績）

2. 上記手続１．について、別紙４の事業用自動車一覧表に記載された修繕費の金額は、請求書又は領収書等に記載された支払額と合致した。
3. 上記手続２．について、別紙５のその他の安全確保のための投資に必要な事項に記載されたドライブレコーダーの導入費及びデジタルタコグラフの導入費の金額は、整備事業者等から受領した請求書又は領収書等の金額と合致した。

（事業収支実績報告書）

4. 上記手続３．について、事業収支実績報告書の給与の金額は、賃金台帳等の金額と一致した。
5. 上記手続４．について、事業収支実績報告書の法定福利費の金額は、領収済通知書等の金額と合致した。
6. 上記手続５．について、事業収支実績報告書の厚生福利費のうち健康診断に係る費用の金額は、健康診断の受診費用の請求書又は領収書等の金額と合致した。

（注[5] ）会社が記載する台帳と突合した場合においては、そこに記載された額と合致したことを確認する。

別添様式３

事業者の中で給与が最も低い運転者の賃金支払の内容

運転者氏名：		所属営業所所在地：	

１　賃金について　※最も低い賃金支払月のみを記載ください。

抽出年月	

〇賃金の種類及びその金額を記載ください。

①時間給の場合	円	（基本給を記載ください）
②日給の場合	円	
③月給の場合	円	

④その他の手当を支給している場合は記載ください。

a　家族手当	円	
b　通勤手当	円	
c　別居手当	円	
d　子女教育手当	円	
e　住宅手当	円	
f　精皆勤手当	円	
g　その他の手当	円	

※注
１　aの手当は、扶養家族の人数またはこれを基礎とする家族手当額を基準として算出されるものです。
２　bの手当は、通勤距離または通勤に要する実際費用に応じて算定されるものです。
３　eの手当は、住宅に要する費用に応じて算出されるものです。
４　gの手当からは、以下の手当は除外します。
①臨時に支払われる賃金（結婚手当、私傷病手当、加療見舞金、退職金等）
②1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)

２　労働時間・労働日について　**※上記1の抽出年月の労働時間・日数を記載ください。**

①1日の所定労働時間	時間	（7時間30分であれば、7．5時間と記載）
②1ヶ月の労働日数	日	
③1ヶ月の総労働時間	時間	

※注
１　所定労働時間とは、就業規則等で定められた始業時刻から終業時刻までの時間から、休憩時間を差し引いた労働時間をいいます。
２　1ヶ月の労働日数とは、1ヶ月間で勤務した日数
３　1ヶ月の総労働時間とは、所定労働時間の中で勤務した時間をいいます。また、超過勤務時間等は含まれません（所定労働時間が8時間であるが、3時間しか勤務していない場合、総労働時間は3時間となります。）。